

## TPP・TPA と為替操作の取扱いについて

1 米国内の自動車、鉄鋼業界、労働組合等を中心にして、TPP に為替操作に関する強い規律を盛り込むべきであるという意見が根強くある。しかしながら、米政府は、大詰めといわれている TPP 交渉で為替操作問題を提起すれば、交渉を一層混乱させ、交渉の早期妥結の妨げになるとして、その重要さは強調しながらも、一貫して慎重な方針を堅持している。

2 TPA 法案等が 5 月 22 日に米上院を通過したが、為替操作への対応が TPA 法案等の審議で大きな焦点となったところである。6 月に入れば、下院で審議が行われることになるが、引き続き、為替操作への対応が大きな焦点の一つになるとみられている。

ミシガン、オハイオ、ニューヨーク等、製造業の比重の高い州から選出された議員を中心にして、為替操作に対する制裁措置を盛り込もうとして、様々な修正案が提案された。TPP 参加国や韓国、中国といった将来参加が予想される国々が為替操作によって自国通貨安にすれば、TPP から得られるはずの利益が消える可能性がある懸念しているからである。

・為替操作関連の法案については、例えば、2010 年に下院を通過した「公正貿易に向けた通貨改革法案」や 2011 年に上院を通過した「為替相場に関する監視・改革法案」などがあるが、いずれも成立には至っていない。

本年に入ってから、共和・民主両党の 10 人の上院議員及び 4 人の下院議員は、2 月 10 日、商務省が過少評価された通貨を米国貿易救済法の相殺対象にし得る補助金として調査することに焦点を当てた法案を上下両院に提出している。ブラウン議員(民・オハイオ)、セッション議員(共・アラバマ)等が上院に提出した法案は「過小評価された通貨調査法案」と呼ばれている。またレビン下院歳入委員会筆頭理事(民・ミシガン)、マーフィー議員(共・ペンシルバニア)等が下院に提出した法案は「公正貿易のための通貨改革法案」と呼ばれており、2010 年に下院を通過した法案とほぼ同じ内容である。

上院の法案提出議員のシューマー議員(民・ニューヨーク)は、「民主・共和両党の多くの議員は、貿易関連法案の成立に関し意見の相違があるにせよ、貿易関連法案に賛成と言う前に通貨法案を成立させたいと考えていると強く信じている。…中国が TPP 交渉に参加していないことに留意しながら、TPP について議論、交渉していくことによって、両院でこの法案を成立させ、オバマ大統領に送付するのが我々の期待である」と主張している。

3 為替操作については、「2002年超党派大統領貿易促進権限法(2002年通商法)」第2102条の「優先課題の促進」では、次のとおり規定されていた。

第2102条(c)(12)著しく、かつ、予想外の通貨変動の貿易に対する影響を調査し、外国の政府が、国際貿易において有利な競争を促進するために、一定の通貨操作を行ったか否かを精査する協議機関を協定締約国間に設立することを求める。

・上院財政委員会の議決を経て上院本会議に上程されたTPA・TAA一括法案では「主要な交渉目的」に格上げされ、第102条(b)(11)の規定ぶりは、次のとおり2002年通商法よりも強化された。

(11)通貨—為替管理に関する米国の主要交渉目的は、米国との通商協定の締約国が、参加国間協力メカニズム、拘束力のある諸規則、報告、監視、透明性又はその他の適切な手段を通じて、国際収支の効率的な調整を妨げ、又は他の締約国に対する不公正な競争上の優越性を得るための為替レートの操作をさせないことである。

・この規定については、2002年通商法よりも強化されてはいるものの、「拘束力のある諸規則」は選択肢の一つに過ぎないという理由で、ポートマン上院議員(共・オハイオ)、スタバノウ(民・ミシガン)上院議員等は、次のとおりTPA法案の為替操作に関する拘束力のある修正案(SA1299)を提案したが、48-51で否決された。

(11)外国の為替操作—不公正な通貨措置に関する米国の主要な交渉目的は、協定に基づく他の拘束力のある約束と同じ紛争解決手続き及び貿易救済措置に付され、並びに国際通貨基金及び世界貿易機構の現在の原則及び合意と両立する強固で拘束力のある諸規則によって、通商協定の他の締約国に対する不公正な競争上の優越性を得るために、為替市場における一定方向の長引く大規模な介入を攻撃目標とすることである。上述の規定は、国内通貨政策の実施を制限するために設けられたものではない。

・ハッチ上院財政委員長(共・ユタ)・ワイデン同委筆頭理事(民・ワシントン)等は、ポートマン・スタバノウ修正案(SA1299)への支持を少なくさせることを狙って、政府も支持している修正案(SA1244)を提出し、70-29で可決された。

(12)外国の為替操作—不公正な通貨措置に関する米国の主要な交渉目的は、拘束力のある諸規則、報告、監視、透明性、協力メカニズム又はその他の適切な手段を通じて、通商協定の他の締約国に対する不公正な競争上の優越性を得るために、為替市場における一定方向の長引く大規模な介入等の為替操作及び継

継続的に過小評価された外国の為替レートについて、国際通貨基金及び世界貿易機構の構成員としての現在の義務と両立しながら対応することである。

5 「貿易円滑化及び取締の機能・活動法案」については、

①ポートマン(共・オハイオ)、スタバノウ(民・ミシガン)、カーディン(民・メリーランド)上院議員等が提案した、為替操作に関する拘束力のある修正案(別紙)

②ベネット(民・コロラド)、カーパー(民・デラウェア)、ハッチ(共・ユタ)及びネルソン(民・フロリダ)上院議員が提案した、米国の特定貿易相手国の為替レート政策等に対する取組強化に関する修正案

の両方が盛り込まれた「貿易円滑化及び取締の機能・活動法案」は、上院本会議において78-20で可決され、下院に送付されている。

・「貿易円滑化及び取締の機能・活動法案」の為替操作に関する拘束力のある規定については、「通貨の適正水準」の決定は極めて難しい等の理由により政府側は反対している。ベイナー下院議長(共・オハイオ)は、5月14日、「議会在通貨の価値は何であるかということを経済法化できると考えるのは、ほとんどばかばかしいと言っている。…様々な政権の財務省は、為替が調整不良のときには同盟国と協力しながら、良い仕事をしてくれている。…通貨の価値に関し何をすべきか、何をすべきでないかを法制化しようとするよりも、はるかに勝っているやり方だと思う」と述べ、為替操作の拘束性のある規律に関する反對方針を明確にしている。

・ところで、極めて難しいと指摘されている「通貨の適正水準」が算定できなければ、「過小評価された為替水準」と「適正な為替水準」の差を「相殺対象にし得る補助金」と算定できなくなる。

また、「過小評価された為替水準」と「適正な為替水準」の差を「相殺対象にし得る補助金」とみなすことができるのかという疑問も指摘されている。即ち、補助金及び相殺関税に関するWTO協定に基づき、加盟国政府・公的機関の禁止される補助金(第3条)又は相殺可能な補助金(第5条及び第6条)によって、自国の産業が著しい被害を被っている場合には、①紛争解決手続きによる解決又は②補助金による影響を相殺するための相殺関税の発動の手段を取ることができる。

・政府の補助金とみなされるためには、次の3つが満たされることが必要である。

① 政府が企業に対する資金面で貢献していること

- ・直節的な移転(贈与、貸出、出資)
- ・政府の収入となるべきものの放棄又は徴収しないこと
- ・一般的な社会資本以外の物品又は役務の提供、物品の購入

・政府の資金調達機関への支払い又は民間団体に対する委託、指示

② その貢献により企業が利益を受けていること

③ 補助金が特定性を有すること

具体的には、交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付の対象を明示的に特定企業に限定していることが必要

### (別紙)貿易円滑化及び取締の機能・活動法案第7編為替操作に関する規定

○第701条(略称)

この節は、「通貨の過小評価の調査に関する法律案」と引用される。

○第702条(相殺関税法による通貨の過小評価に関する調査又は再調査)

1930年関税法第702条(c)に「(6)通貨の過小評価」を加える。

(6)通貨過小評価—(1)(A)(i)及び(ii)による相殺関税調査が妥当である旨の決定又はC節の相殺関税命令の再調査の規定に基づき、関係当局は、次の(A)及び(B)を満たす場合には、国の政府又は国の領域内における公的機関による通貨の過小評価が直接又は間接に相殺関税の対象となり得る補助金であるか否かの調査を開始するものとする。

(A)利害関係者(771条(9)(C)、(D)、(E)、(F)又は(G)の者)によって申請された申立てが第701条(a)の関税を課すために必要な諸要素を主張しているとき。

(B)その申立てに申立人の主張を支持するための適切に利用可能な情報が添付されているとき。

○第703条(通貨の過小評価に関する利益の計算方法)

1930年関税法第771条に「(37)通貨の過小評価の利益」を加える。

(37)通貨の過小評価の利益

(A)A節の通貨の過小評価に関する調査又はC節の相殺関税命令の再調査については、次の規定が適用される。

(i)総じて—関係当局が通貨の過小評価が相殺関税の対象となり得る補助金を供与しているか否かの調査を実施することを決定する場合には、関係当局は、当該補助金の受取者にとって利益があるか否かを決定し、マクロ経済バランス手法及び収支均衡為替レート手法によって算定した為替レートの単純平均と公式レートによって利益を計算するものとする。

(ii)(i)の計算を行う場合には、関係当局は、国際通貨基金若しくは世界銀行又は国際通貨基金若しくは世界銀行のデータを利用できないときはその他の国際機関若しくは他国政府の、公に利用し得る、信頼のおける、及び編集・継続されているデータを利用するものとする。

(B)定義—この項においては、

(i)「マクロ経済バランス手法」とは、輸出国通貨の実質実効為替レートの過小評価水準は、輸出国の収支が均衡するのに必要な実質実効為替レートの変動によって決定される手法をいい、国際通貨基金の為替レート協議グループのガイドラインで述べられている手法である。

(ii)「均衡実質為替レート手法」とは、輸出国の実質実効為替レートの過小評価水準は、観測された実質実効為替レートと実質実効為替レート<sup>(注)</sup>との差異によって決定される手法をいい、国際通貨基金の為替レート協議グループのガイドラインで述べられている手法である。

(注)交易条件や実質金利差、海外純資産、政府債務残高等の経済の基礎的要因に基いて推計された均衡実質実効為替レート

(iii)「実質為替レート」とは、マクロ経済バランス手法と均衡実質為替レート手法によって算定され、貿易量で加重平均された多国間為替レートを実質二国間条件で転換することによって導かれた二国間の為替レートをいう。

#### ○第 704 条(輸出補助金に関する特定性の定義の修正)

1930 年関税法第 771 条(5)(A)及び(B)に次の文言を加える。

補助金が輸出に関連していない状況で供与されたという事実は、そのことによって、輸出実績を左右していると考えることができないということを意味してはならない。

#### ○第 705 条(カナダ及びメキシコへの適用)

北米自由貿易協定第 1902 条及び北米自由貿易協定実施法第 408 条の規定に従い、この節による修正は、カナダ及びメキシコからの物品に適用されるものとする。

#### ○第 706 条(施行の日)

この節による修正は、1930 年関税法第 7 編 A 節の規定に基づき開始される相殺関税調査及び同法第 7 編 C 節の規定に基づき開始される再調査について適用されるものとする。

① この法律の施行前に調査又は再調査が始まっている場合には、最終決定は施行の日

② 施行の日以降